

## 業務内容

### 1 業務名

小中学生向け防災教育教材作成業務

### 2 業務の背景と目的

札幌市では、将来の防災の担い手育成を目的に、平成 25 年から各小中学校に防災教育教材（以下「教材」という。）を配布し、教育現場における活用を推進している。

近年、自然災害の激甚化・頻発化や、少子高齢化による防災の担い手不足等の社会問題を背景として防災教育の重要性が高まっている。

さらに、令和元年度より市の教育課程に特に重点となる施策や内容を示した「札幌市学校教育の重点（札幌市教育委員会）」において、関連する教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じた防災教育の推進を目指すことや、児童・生徒が自ら災害に対して的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択を身に付けることの重要性が示された。

また、市の G I G A スクール構想により、児童・生徒全員がタブレット端末を保有し、I C T の特性を活かした効率的な教材の導入が進められており、防災教育についても、このような点に寄与していくことが必要である。

本業務は、こうした背景のもと、新たな教材を作成し、小中学校における防災教育を充実させることを目的としている。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 17 日（金）まで

### 4 業務内容

#### (1) 教材の作成

以下ア～ウの 3 種類の教材を制作する。

教材の制作に付随する、企画及び構成、イラスト、映像資料、写真、内容の素材の作成、取材、災害映像などの購入又は使用許諾及び必要な著作権処理対応、その他教材の作成に必要な一切の業務を含むものとする。

ア 小学校 1～3 年生向け教材

パワーポイント形式でスライド 20 枚以上を想定

イ 小学校 4～6 年生向け教材

パワーポイント形式でスライド 40 枚以上を想定

ウ 中学生向け教材

パワーポイント形式でスライド 60 枚以上を想定

《作成にあたってのポイント》

- ・教材の作成にあたっては、別紙「教材の内容として想定される事項」や、「9 参考資料」を参考に、受託者にて新規に企画・作成することを基本とする。
- ・災害に適切に対応するための基礎知識を学ぶために、各学年の発達段階に合わせた分かりやすい内容であること。
- ・電子データ等の取り扱いが苦手な教員でも、地域の災害リスクや児童・生徒の発達段階、教科等に合わせて、カスタマイズして使用することを前提とした教材とすること。
- ・全体的なデザインとコンセプトは統一感のあるものとし、児童・生徒の学習意欲を掻き立てるような魅力的なものにすること。
- ・児童・生徒が災害への興味・関心を高め、防災知識の暗記だけでなく、自発的に危険を察知し、主体的に身を守る行動をとる実践力を養うことができる教材とすること。
- ・災害を適切に恐れ、自分事として捉えられるような工夫を盛り込むこと。
- ・記載内容は出典を明らかにし、根拠に基づく内容とすること。
- ・災害の危険に対する理解を深めるため、写真（最低 40 点以上）や映像資料（最低 8 点以上）を効果的に配置すること。特に災害の状況（地震の揺れ、河川の増水等）については積極的に映像資料等を収集又は作成し、配置すること。ただし、小学校 1～3 年生向け教材においては、いたずらに恐怖心を煽ることのないようイラストを中心にするなど配慮すること。
- ・家庭内での調査や宿題など、学習内容を家庭へ波及させる工夫を盛り込むこと。

《追加を必須とする項目》

- ・平成 30 年北海道胆振東部地震経験を絡めた自助・共助の重要性の教育（ライフラインの停止や帰宅困難への備え等）
  - ・札幌市第 4 次地震被害想定の反映
  - ・正常性バイアスの教育
  - ・地域の災害リスクを知るための教育
- ※発達段階を考慮した内容とし、学年によっては追加しないこともあり得る。

(2) 教員向け指導のポイント等の作成

ア 防災教育に精通していない教員でも容易に教材を使って授業ができるように、各ページと連動した指導のポイント（写真の解説や関連する災害データ、授業展開のポイント、教員向け補足情報等）を作成すること。

※参考として、現行の教材における教員向け指導のポイントをホームページで公開する。

イ 教員が防災教育の重要性や教材の配布目的を理解し、多くの場面で活用されるよう、上記アとは別に教材の配布目的や活用方法を簡単にまとめた説明動画（2～5分程度）を作成すること。

### (3) 防災教育教材検討委員会への付議

教材及び教員向け指導のポイントの作成にあたっては、委託者が設置した「防災教育教材検討委員会（以下「委員会」という。）」の意見を反映し作成することとしているため、以下のとおり委員会での意見を集約し、教材に反映させること。

- ア 委員会は、小学校2回、中学校2回の計4回を想定しており、運営は委託者が行う。
- イ 受託者は、委員会に参加し、委員に対して教材の構成、素案等を説明するとともに、委員の意見の集約を行うこと。
- ウ 受託者は、委員会の議事録を作成すること。
- エ 受託者は、教材の制作において、委員会で集約した意見を可能な限り教材に反映させること。

### (4) その他

- ア 受託者は、契約締結後、事業の実施内容や推進体制、スケジュール等を記載した事業計画書を速やかに作成し、委託者の承認を得ること。
- イ 本業務全体の進捗管理を行い、適宜報告・打合せを行うこと。
- ウ 本業務において知り得た内容については、外部に漏洩しないこと。
- エ 業務内容に疑義が生じた場合又は前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議を行い、その指示に従い業務を遂行すること。

## 5 成果物

### (1) 教材関連データ

- ア 小学1～3年生向け教材（パワーポイント形式）
- イ 小学4～6年生向け教材（パワーポイント形式）
- ウ 中学生向け教材（パワーポイント形式）

※ア～ウは全て編集可能な状態で納品すること。

※原則、1つの教材につき5MB以下の容量とすること。容量が大きくなる場合は、必要に応じて区切り良く5MB以下に分割することも考えられる。

- エ 教員向け指導のポイント（形式は協議により決定）
- オ 教員向け資料説明動画（MP4形式）
- カ 検討会議の議事録（ワード形式）

### (2) 納品場所

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課  
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階）

### (3) 納品期限

業務完了後速やかに納品すること。ただし、上記カ検討会議の議事録については、会議終了後3日以内（土・日・祝を除く。）に納品すること。

## 6 作成にあたっての留意点

- (1) 受託者は、教材で使用する写真、映像資料、アンケート結果等の収集及び教材への使用許可申請、肖像権等の諸権利の整理等の教材の制作に付随する全ての必要な業務を実施し、諸権利に関する手続きや使用料などの負担と責任を負うこと。  
なお、本業務の成果物は、教員が授業の範囲においてのみ使用することを前提としている。
- (2) 業務の進行に当たっては、委託者と綿密な打ち合わせをし、必要な提案、助言等を行うこと。
- (3) 「広報に関する色のガイドライン」(<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)に基づき、配色やデザイン等に配慮し作成すること。
- (4) イラストや写真などを多用し理解しやすい内容とするとともに、ユニバーサルデザイン及びカラーバリアフリーに配慮すること。
- (5) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（イラスト、ロゴ、グラフ、図表などの各種デザインを含む。）に関する一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権、伝達権）、第25条（展示権）第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利））を譲渡するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の著作権者人格権を行使しないものとする。
- (7) 著作物の著作権が受託者以外の者であるときは、受託者は委託者または委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作権者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (8) 受託者は、委託者に対し、委託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標件を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (9) 本著作物について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (10) 本業務の実施に当たり、本市の環境マネジメントシステムに順じ、環境負荷低減に努め、本業務の履行に使用する商品・材料等は、極力環境に配慮したものを使用すること。

## 7 業務の履行確認

成果物全ての納入をもって、業務の履行を確認する。

## 8 支払条件

当該業務の支払いは業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括支払うものとする。

## 9 参考資料

(1) 現行の札幌市防災教育用教材

[https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/bousai\\_kyouiku.html](https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/bousai_kyouiku.html)

- ・ 私たちにできる自然災害の備え（小学校1・2学年用、3・4学年用、5・6学年用）
- ・ 私たちにできる地震の備え（小学校1・2学年用、3・4学年用、5・6学年用）
- ・ 自然災害から身を守るために（中学生用）

(2) 第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1419593\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm)

(3) 学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afielldfile/2018/12/25/1334780\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afielldfile/2018/12/25/1334780_01.pdf)

## 10 担当課

札幌市危機管理局 危機管理部 危機管理課

（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎7階）

担当 齋藤、酒巻 TEL：011-211-3062 / FAX：011-218-5115